

平成21年12月16日

法務大臣 千葉景子 殿

司法試験委員会委員長 高橋宏志

司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の科目（専門的な法律の分野に関する科目））の改正について（答申）

平成20年9月22日付け諮問第4号を受け、新司法試験の論文式による筆記試験の科目のうち、専門的な法律の分野に関する科目（以下「選択科目」という。）を規定する司法試験法施行規則（平成17年法務省令第84号）第1条の改正の要否及びその内容について審議し、次のとおり答申する。

新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目に関しては、平成16年8月2日付け当委員会の法務大臣に対する答申（「平成18年から実施される司法試験における論文式による筆記試験の科目（専門的な法律の分野に関する科目）の選定について」）、平成21年3月31日付け閣議決定「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」等を踏まえ、実務的な重要性や社会におけるニーズの高さ、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況、法科大学院における科目開設状況、新司法試験の実施状況（各選択科目の受験者数、難易度のばらつき、出題内容についての独自性の程度等）、司法修習の状況、意見募集の結果等を総合的に考慮し、同条について、今般の改正の必要はないものとする。